

佐賀県公示（会第3780号）

取引店及び緊急支払店の指定（平成28年3月31日会第4112号）の一部を次のように改正し、平成30年3月26日から施行する。

平成30年3月26日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1 略			1 略		
2 緊急支払店			2 緊急支払店		
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称	名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称
略			略		
" 大町支店	" 大町町	杵島商業高等学校	" <u>北方支店大町出張所</u>	" 大町町	杵島商業高等学校
略			略		